

兵庫県公報

平成22年3月2日 火曜日 第2162号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 南あわじ市の区域内において新たに生じた土地であることを確認した旨の届出（市町振興課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 南あわじ市の区域内における字の区域変更（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 換地処分に伴う南あわじ市の区域内における字の区域変更（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	11
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	16
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	17
○ 同 上（同）	17
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	17
○ 同 上（同）	17
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）	18
○ 同 上（同）	18
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	18
○ 西播都市計画公園事業の事業計画の変更認可（公園緑地課）	19
公 告	
○ 特約業者の指定の取消し（税務課）	19
○ 二級河川船場川水系河川整備計画の策定（河川計画室）	19
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	19
○ 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課）	20
選挙管理委員会告示	
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	21
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定及び指定の取消しの届出	26
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、 政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	26

告 示

兵庫県告示第207号

南あわじ市の区域内に次の土地が新たに生じたものであることを平成18年3月30日に確認した旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、南あわじ市長から届出があった。

平成22年3月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

所 在 地	面 積
南あわじ市阿那賀字丸山1507の2、1507の6、乙1521に隣接する国有海浜地の地先の公有水面埋立地	6,056.11㎡



兵庫県告示第208号

南あわじ市の区域内に次の土地が新たに生じたものであることを平成21年12月21日に確認した旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、南あわじ市長から届出があった。

平成22年3月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

所 在 地	面 積
南あわじ市阿那賀字居屋敷1474の1、1529の1、字ミサゴ舟屋1475、字ミサゴイヤシキ1478の2、1478の3、乙1476の1、乙1476の2、字イヤシキ1480、1480の1、1480の2に隣接する国有海浜地の地先の公有水面埋立地	2,247.12㎡



兵庫県告示第209号

南あわじ市の区域内に次の土地が新たに生じたものであることを平成21年12月21日に確認した旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、南あわじ市長から届出があった。

平成22年3月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

所 在 地	面 積
南あわじ市阿那賀字丸山1507の2の地先の公有水面埋立地	13,087.27㎡



兵庫県告示第210号

南あわじ市の区域内に次の土地が新たに生じたものであることを平成21年12月21日に確認した旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、南あわじ市長から届出があった。

平成22年3月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

所 在 地	面 積
南あわじ市阿那賀字ミサゴ1463の1、乙1463、字居屋敷1474の1、1529の1、字ミサゴ舟屋1475、字ミサゴイヤシキ1478の2、1478の3、乙1476の1、乙1476の2、字イヤシキ1480、1480の1、1480の2の地先の公有水面埋立地	4,550.11㎡



兵庫県告示第211号

南あわじ市の区域内に次の土地が新たに生じたものであることを平成21年12月21日に確認した旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、南あわじ市長から届出があった。

平成22年 3 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

所 在 地	面 積
南あわじ市沼島字小水の浦77、79、80、112から114まで、209、210の1に隣接する無番に隣接する国有海浜地の地先の公有水面埋立地	5,133.93㎡



兵庫県告示第212号

南あわじ市の区域内に次の土地が新たに生じたものであることを平成21年12月21日に確認した旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、南あわじ市長から届出があった。

平成22年 3 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

所 在 地	面 積
南あわじ市沼島字キタ2276に隣接する埋立地の地先の公有水面埋立地	6,783.80㎡



兵庫県告示第213号

南あわじ市の区域内に次の土地が新たに生じたものであることを平成21年12月21日に確認した旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、南あわじ市長から届出があった。

平成22年 3 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

所 在 地	面 積
南あわじ市沼島字小水の浦114、210の1、210の2及び209に隣接する無番に隣接する国有海浜地の地先の公有水面埋立地	700.93㎡



兵庫県告示第214号

南あわじ市の区域内に次の土地が新たに生じたものであることを平成21年12月21日に確認した旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、南あわじ市長から届出があった。

平成22年 3 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

所 在 地	面 積
南あわじ市沼島字大水の浦60、61、63、74、字自凝山73、字小水の浦75、76に隣接する無番に隣接する国有海浜地の地先の公有水面埋立地	8,262.12㎡



兵庫県告示第215号

南あわじ市の区域内に次の土地が新たに生じたものであることを平成21年12月21日に確認した旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、南あわじ市長から届出があった。

平成22年3月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

所 在 地	面 積
南あわじ市沼島字キタ2276に隣接する埋立地の地先の公有水面埋立地	3,033.00㎡



兵庫県告示第216号

南あわじ市の区域内に次の土地が新たに生じたものであることを平成21年12月21日に確認した旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、南あわじ市長から届出があった。

平成22年3月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

所 在 地	面 積
南あわじ市沼島字小水の浦210の1、210の2、210の4に隣接する国有海浜地の地先の公有水面埋立地	1,266.23㎡



兵庫県告示第217号

南あわじ市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、南あわじ市長から届出があった。

平成22年3月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

編 入 す る 区 域		編入先の字
所 在 地	面 積	
南あわじ市阿那賀字丸山1507の2、1507の6、乙1521に隣接する国有海浜地の地先の公有水面埋立地	6,056.11㎡	阿那賀字丸山

備考 地番は、平成18年3月1日現在の地番である。



兵庫県告示第218号

南あわじ市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、南あわじ市長から届出があった。

平成22年3月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

編 入 す る 区 域		編入先の字
所 在 地	面 積	
南あわじ市阿那賀字居屋敷1474の1、1529の1、字ミサゴ舟屋1475、字ミサゴイヤシキ1478の2、1478の3、乙1476の1、乙1476の2、字イヤシキ1480、1480の1、1480の2に隣接する国有海浜地の地先の公有水面埋立地	2,247.12㎡	阿那賀字丸山

備考 地番は、平成21年11月2日現在の地番である。



兵庫県告示第219号

南あわじ市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、南あわじ市長から届出があった。

平成22年3月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

編 入 す る 区 域		編入先の字
所 在 地	面 積	
南あわじ市阿那賀字丸山1507の2の地先の公有水面埋立地	13,087.27㎡	阿那賀字丸山

備考 地番は、平成21年11月2日現在の地番である。



兵庫県告示第220号

南あわじ市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、南あわじ市長から届出があった。

平成22年3月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

編 入 す る 区 域		編入先の字
所 在 地	面 積	
南あわじ市阿那賀字ミサゴ1463の1、乙1463、字居屋敷1474の1、1529の1、字ミサゴ舟屋1475、字ミサゴイヤシキ1478の2、1478の3、乙1476の1、乙1476の2、字イヤシキ1480、1480の1、1480の2の地先の公有水面埋立地	4,550.11㎡	阿那賀字丸山

備考 地番は、平成21年11月2日現在の地番である。



兵庫県告示第221号

南あわじ市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、南あわじ市長から届出があった。

平成22年3月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

編 入 す る 区 域		編入先の字
所 在 地	面 積	
南あわじ市沼島字小水の浦77、79、80、112から114まで、209、210の1に隣接する無番に隣接する国有海浜地の地先の公有水面埋立地	5,133.93㎡	沼島字小水の浦

備考 地番は、平成21年11月2日現在の地番である。



兵庫県告示第222号

南あわじ市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、南あわじ市長から届出があった。

平成22年3月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

編 入 す る 区 域		編入先の字
所 在 地	面 積	
南あわじ市沼島字キタ2276に隣接する埋立地の地先の公有水面埋立地	6,783.80㎡	沼島字キタ

備考 地番は、平成21年11月2日現在の地番である。



兵庫県告示第223号

南あわじ市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、南あわじ市長から届出があった。

平成22年 3月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

編 入 す る 区 域		編入先の字
所 在 地	面 積	
南あわじ市沼島字小水の浦114、210の1、210の2及び209に隣接する無番に隣接する国有海浜地の地先の公有水面埋立地	700.93㎡	沼島字小水の浦

備考 地番は、平成21年11月2日現在の地番である。



兵庫県告示第224号

南あわじ市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、南あわじ市長から届出があった。

平成22年 3月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

編 入 す る 区 域		編入先の字
所 在 地	面 積	
南あわじ市沼島字大水の浦60、61、63、74、字自凝山73、字小水の浦75、76に隣接する無番に隣接する国有海浜地の地先の公有水面埋立地	8,262.12㎡	沼島字大水の浦

備考 地番は、平成21年11月2日現在の地番である。



兵庫県告示第225号

南あわじ市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、南あわじ市長から届出があった。

平成22年 3月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

編 入 す る 区 域		編入先の字
所 在 地	面 積	

南あわじ市沼島字キタ2276に隣接する埋立地の地先の公有水面埋立地	3,033.00㎡	沼島字キタ
-----------------------------------	-----------	-------

備考 地番は、平成21年11月2日現在の地番である。



兵庫県告示第226号

南あわじ市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、南あわじ市長から届出があった。

平成22年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

編入する区域		編入先の字
所在地	面積	
南あわじ市沼島字小水の浦210の1、210の2、210の4に隣接する国有海浜地の地先の公有水面埋立地	1,266.23㎡	沼島字小水の浦

備考 地番は、平成21年11月2日現在の地番である。



兵庫県告示第227号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、南あわじ市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、南あわじ市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成22年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

変更前			変更後	
大字	字	地番	大字	字
北阿万伊賀野	田中	787の一部	北阿万伊賀野	野尻
	左市	723の一部 724の一部 738の一部 739の一部 763の2の一部	北阿万伊賀野	国内
阿万上町	上中原	2134の一部		
北阿万伊賀野	国内	721の1の一部	北阿万伊賀野	左市
	田中	793の一部		
	清水	834の一部		
	南田	915の2の一部 915の3 918の1の一部 918の2 918の3 918の4の一部 920の1の一部 920の2 921の2		
阿万上町	梶田	1325から1327までの各一部 1329の一部 1330の一部		
	上中原	1328の一部		
北阿万伊賀野	左市	776の一部	北阿万伊賀野	田中

	田 中	825 826の3から826の5まで	北阿万伊 賀野	清 水
	南 田	895の内口号の2の一部 895の5の一部 901の1の一部 901の2 902の1の一部 902の2の一部		
阿万上町	西 丸 山	1247の一部	北阿万伊 賀野	南 田
北阿万伊 賀野	池 ノ 谷	1115の3の一部	北阿万伊 賀野	井 口
	南 田	920の1の一部 920の3 922の1の一部 922の2の一部	阿万上町	西 丸 山
阿万上町	梶 田	1323の2の一部 1324の2の一部		
北阿万伊 賀野	国 内	721の1の一部	阿万上町	梶 田
	左 市	722の一部		
阿万上町	西 丸 山	1249の1の一部 1249の3の一部 1250の2の一部 1252 の2の一部		
	上 中 原	1328の一部 2134の一部		

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

また、大字北阿万伊賀野字左市776の地先の道路である公有地の一部は、大字北阿万伊賀野字田中に編入する。

また、大字北阿万伊賀野字田中795の1の地先の道路、水路である公有地の一部、大字北阿万伊賀野字田中795の2、819の地先の道路である公有地の一部、大字北阿万伊賀野字清水834に隣接する大字北阿万伊賀野字田中の道路である公有地の一部は、大字北阿万伊賀野字清水に編入する。

また、大字北阿万伊賀野字南田895の5、915の2に隣接する大字北阿万伊賀野字清水の道路である公有地の一部は、大字北阿万伊賀野字南田に編入する。

また、大字北阿万伊賀野字池ノ谷1115の3に隣接する水路である公有地の全部は、大字北阿万伊賀野字井口に編入する。

また、大字阿万上町字梶田1323の2の地先の道路である公有地の一部は、大字阿万上町字西丸山に編入する。

また、大字阿万上町字西丸山1252の2の地先の道路である公有地の一部は、大字阿万上町字梶田に編入する。

備考 地番は、平成21年10月8日現在の地番である。



兵庫県告示第228号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、南あわじ市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、南あわじ市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成22年3月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字

中条中筋	野 平	2011の7から2011の9までの各一部 2013の3の一部 2014の3の一部 2014の4の一部	中条中筋	針ノ木
	針ノ木向	2055		
	針ノ木	1132の一部 1133 1134の1 1134の2 1135の1 1136 の1 1137の一部	中条中筋	野 平

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する水路である公有地の全部は、変更後の区域に編入する。

備考 地番は、平成21年10月8日現在の地番である。



兵庫県告示第229号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、南あわじ市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、南あわじ市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成22年3月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
阿万東町	九 蔵	72の一部	阿万東町	宮 口
	宮 口	26の2 26の4		
	九 蔵	72の一部		
	寺 門	38の1の一部 40の1の一部 40の2の一部 41 42の一部 43の一部 48の一部	阿万東町	九 蔵
	宮 口	53の1の一部 53の3の一部		
	寺 門	35の1の一部 36の1 36の3 36の5 37の1の一部 37 の2 38の1の一部 40の1の一部 40の2の一部 40の 4		
	ナカダ	95の1の一部 95の2の一部 98の1の一部 98の2の一部		
阿万西町	岡 崎	628 631の1 631の6 632の1の一部 632の3の一部 632の4の一部 633の一部 634から636まで 637の1の 一部 637の3 638の1から638の3まで 650の一部 651の一部		
	ノブノ	639 640 641の1から641の3まで 642の1 642の2 643の1から643の5まで 644 645の1 645の2 646の 1 647 648の1 649の一部 665の1の一部 666の一 部 667の1 668の1の一部 668の2の一部 669の3の 一部		
阿万東町	今 北	79の3の一部 88の1の一部 89の3の一部 89の4の一 部 90の1 90の2の一部 90の3の一部 91の1 91の 2の一部 91の3の一部 92の1の一部 93の1 93の2 の一部 94の1 94の2の一部	阿万東町	ナカダ

	中ノカイ チ	107の一部		
	ショイダ 内	118の一部 119の一部		
	カ サ ダ	122の一部		
	ナ カ ダ	103の一部 106の一部	阿万東町	中ノカイ チ
	ショイダ 内	113の2の一部 114から116までの各一部 117の1 117 の2 118の一部 119の一部		
	中ノカイ チ	109の1の一部 110の一部 111の一部 112	阿万東町	ショイダ 内
	カ サ ダ	167の一部 168の一部		
阿万西町	出 田	701の一部 720の一部		
阿万東町	今 北	78の1 78の2の一部 79の1 79の2 79の3の一部 80の1 80の2の一部 80の3 80の4の一部 80の6の 一部 80の8の一部 85の1 85の3の一部 85の5の一 部 85の6の一部 86の1 86の2 87の1 87の2 88 の1の一部 89の4の一部 92の1の一部	阿万東町	カ サ ダ
	ショイダ 内	114から116までの各一部 119の一部 120 170の一部 171の一部		
		173から176までの各一部 177の1の一部 177の2の一部 178の1から178の3まで 179の1の一部 179の2の一部	阿万東町	池 ノ 下
	カ サ ダ	163の一部 168の一部	阿万東町	池 ノ 内
	ショイダ 内	169の一部 171の一部 173の一部		
	池 ノ 下	185の1の一部 185の2 185の3 186の一部 234の2 235		
阿万東町	ナ カ ダ	98の2の一部 99の2の一部 99の3の一部 104の2の 一部	阿万西町	ノ ブ ノ
阿万西町	岡 崎	650の一部 660の一部 661の1の一部 661の2 662の一部 663の一部		
阿万東町	ナ カ ダ	102の一部 103の一部 106の一部	阿万西町	出 田
	中ノカイ チ	107の一部 108の一部 109の1の一部 109の2 110の 一部 111の一部		
	池 ノ 下	243の一部 245の1の一部 245の2の一部 246の一部 247の1の一部 247の2 248の1から248の3まで		
阿万西町	サ コ リ	698の1の一部 698の2		

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

また、大字阿万東町字宮口52に隣接する大字阿万東町字九蔵の道路である公有地の一部は、大字阿万東町字宮口に編入する。

また、大字阿万東町字ナカダ99の1に隣接する水路である公有地の一部は、大字阿万西町字ノブノに編入する。

備考 地番は、平成21年10月8日現在の地番である。



兵庫県告示第230号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、南あわじ市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、南あわじ市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成22年3月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
賀集福井	門	55の1 56から59まで 72の3	賀集福井	福 井
	有 信	76から78まで 81から83まで 84の2 85 86 88の1 88の2 89の1 89の3 89の4 91の2 92の1 92の 2 93 94の1 94の2 95 101の2 102の1 102の 2 103の3 104 105の1 105の2 106の1 106の2 107の1 107の2 108の1 108の2 109の1 109の2 111 112の1 112の2 114 115の1 115の3 116の 3 117の3 118の5 121の1 121の2 127の1 129 の3 129の4 130の1 130の2 134から136まで 138 139の1から139の3まで 140の1 140の2 141の1 141の2 142 145の2 146の2 151 152の1		
	免 具 尻	221の1 222 223 224の1 225 226 235の1 236の 1 236の2 237の1 237の2 238の3 238の6 238 の7 239の1から239の3まで 240の1から240の3まで 241の1から241の3まで 243 244の1 244の2 245か ら248まで		
	風呂ノ本	249から252まで 252の2 253 254 255の1から255の 6まで 256 258の1から258の3までの各一部 258の4 258の5 258の6の一部 259の1の一部 259の2の一部 260の2 260の3 261から263まで 264の1から264の3 までの各一部 264の4 265の1の一部 265の2の一部 266の一部 267から272まで 274から276まで 278の3か ら278の5まで 279の2 279の3 281の1から281の3 まで 282 283の1から283の3まで 284 285の1から 285の3まで 286から288まで 290の1 290の2 292の 1 292の2 293から295まで 296の2 301の2 302 303の1 310の1から310の3まで		
神ノ木	311 313の1 313の3 314の3 314の4 315 316の 1 316の2 317から320まで 322 325から332まで 335 340の1 344の2 345 348 349の1 351の1 352の1 352の2 355の1 355の2 355の4 357の1			

	357の2 360 361の1 361の2 362 363 364の1 364の2 365の1 365の2 366の3 367の1 367の2 368
夫 婦 岸	369の3 376の1 376の3 377の1 377の2 378の1 378の2 379から382まで 383の1 383の2 384の1 384の2 391の1 393 395 397から402まで
久保ノカ チ	403から408まで 409の1 409の2 410 411 411の2 413 416 417 418の1 418の2 419の1 419の2 421 425 427 429から431まで
土 井	432 433 435から437まで 438の1 438の2 439から 441まで 442の2 443の3 444の1 444の2 445 451 452 453の1 456 457 459から464まで 465の1 466の1 466の2 467 468の4
栗 林	475の1 478の1 481 487の4 487の6 487の9 489から493まで 498 500から502まで 502の1 504 505 506の1 506の3 509 510の1 510の4 514 516から518まで
閏	583の1 583の2 584 585の1 585の2 590 591の 1 591の2 592の1 593の1 594の1 595 596 615の6 616から618まで 620から622まで
物 々 多	623 624の2 625 628から635まで 636の1 636の2 637 637の2 638 639の1 639の2 640の1 640の 2 642から644まで 646 649 650 651の1から651の 3まで 652の1 652の2 653 654 656 657の1 657の2 658 659 661から663まで 665 666 667の1 667の2 668の1 668の2 669 672から682まで 685 689の1 691 694 695の1 695の2 697 698 700か ら705まで 706の1 706の2 707から709まで 711から 713まで 718 723 727 729の一部 731の1 731の3 731の4 732
辻 川	733の1 733の2の一部 734 735の一部 736 737の2 738から743まで 744の1 744の2 745 746 748から 750まで 751の1 751の2 752から754まで 755の1 755の2 758 758の2 759から764まで 766 767 768 の1 768の2 769の2 770の2 784 786から799まで 801 803 803の1 804の1 804の2 805 809の1 809の2 810の1 810の2 811の2 811の3 812の1 812の2 814の1 814の2 818 819 820の1
地藏ノ本	776から779まで 780の3 781 782
原ノ前	822の1から822の4まで 823の1 823の2 824から832 まで 833の1から833の4まで 834から839まで 841 842の1から842の3まで 843の1 843の2 844から849 まで 852 853の1 853の3 855の1 855の2 856か ら858まで 859の1 859の2 860の1 860の2 861か

		ら863まで 865 866の1 866の2 867 869 873		
	毘沙天	902の1の一部 903の2の一部 904の2 905 906の1 906の2 907 908の2 909 910 912 916の1 916の 2 921の1 922		
	開 発	923の1 923の2 924から928まで 929の1 929の2 930 931 932の一部 939の一部 940の一部 941 943 の一部 944 945 946の一部 947の一部 1040の一部 1047の一部		
	井手ノ下	1615の1 1618 1618の1から1618の3まで 1619の1 1621の1 1625から1627まで 1631の1 1631の4 1632 の1 1633 1634の1 1635 1637の3 1638の1 1638 の2 1644 1645		
北阿万筒井	井手ノ原	145の一部 146 147 147の2の一部 148の一部		
賀集福井	物 々 多	729の一部	賀集福井	高 荻
	辻 川	733の2の一部 735の一部		
	毘沙天	885 887 888 901の1 901の2 902の1の一部 902 の2 903の2の一部		
	開 発	932の一部 933 935 936 939の一部 940の一部 943 の一部 946の一部 947の一部 948から953まで 955 956 958から961まで 963から971まで 973から980まで 982 983 990から992まで 994から1000まで 1002から 1010まで 1012から1022まで 1023の1 1023の2 1024 から1028まで 1030から1033まで 1034の1 1034の2 1035から1039まで 1040の一部 1041から1043まで 1044 の2 1045 1046 1047の一部 1048 1050の1 1050の 2		
	北ノ内	1051 1052 1052の1 1053 1054 1055の1 1061 1062の1 1064 1065 1066の1から1066の3まで 1067 1069 1070 1071の1から1071の3まで 1072の1 1072 の2 1073の1から1073の3まで 1075から1078まで 1081の1から1081の3まで 1082 1084の2 1084の3 1085の1 1085の2 1086 1088の1から1088の3まで 1093の3 1094から1097まで 1100 1101の2 1102 1103 1113の2 1114の1 1115から1118まで 1121から 1124まで 1125の3 1126の3		
	南 川	1192 1193 1218の1 1222から1224まで 1227 1228の 一部 1229の1の一部 1229の2 1230の1の一部 1230 の2の一部 1231の一部 1233 1234 1236		
	上土井	1237 1238の1 1238の2 1239 1240の1から1240の3 まで 1241 1242の1 1242の2 1243の1から1243の3 まで 1246 1248から1250まで 1251の1 1251の2 1253から1256まで 1257の1 1258 1259 1260の1		

	1260の2 1261の1 1261の2 1262の一部 1263 1264 の1の一部 1264の2 1264の3 1265の1の一部 1265 の2 1265の3 1266の1から1266の4まで 1267 1268 1269の1 1269の3 1270の1 1270の2 1271の1 1271の2 1273の1 1276の1 1277の1 1278の1 1279から1282まで 1283の1 1284の一部
東 所	1293の一部 1294 1296 1303 1304の1 1304の2 1305 1305の2 1306 1313 1315 1316 1317の1 1317の2 1318から1320まで 1322 1323の2 1323の4 1324の1 1324の2 1325 1327の1 1327の2 1328の 2
中 原	1329 1332の1の一部 1332の2 1332の3 1333 1334 の1 1334の2 1335の2 1336から1338まで 1341の1 1341の2 1342の3 1343 1344 1345の1 1345の2 1346 1347 1348の1 1348の2 1349の2 1350の1か ら1350の3まで 1351の1 1351の2 1352の1 1352の 2 1353の3 1354 1356から1358まで 1359の1 1359 の2 1360の2 1361の1から1361の4まで 1363の1 1363の2 1364 1366 1366の2 1368 1369の1 1369 の2 1370 1371の2 1372の1 1372の2 1373の1か ら1373の4まで 1374 1375の1 1375の3 1378の3 1380
正 木	1404 1405の1 1405の2 1407 1409から1417まで 1418の1 1418の2 1419から1422まで 1424 1425 1427から1435まで 1437の1 1437の2
東 原	1439の1 1439の3 1440 1449の1 1450 1453 1454 の3 1454の4 1455の1 1455の2 1456から1460まで 1461の1 1461の2 1463 1464 1464の1 1465 1466 1468 1469 1470の1 1470の2
古 落	1473 1474の1 1474の3 1475から1477まで 1479 1480の1 1480の2 1481 1483から1489まで 1490の一 部 1491の1 1491の2 1492から1495まで 1496の1 1496の2 1498の1 1498の2 1499の1 1500の1 1500の2 1501の1 1501の2 1502の1 1502の3 1503の1 1504の1 1504の4
鳴 淵	1506の1 1507の1 1508から1510まで 1511の1 1511 の2 1512の1 1512の2 1513から1528まで 1530から 1534まで 1536から1539まで 1541から1544まで 1546の 1 1546の2 1547の1 1547の2 1549から1552まで 1554 1555 1555の1 1557から1560まで 1562の1 1562の3から1562の7まで 1563から1565まで
井手ノ下	1573の1 1573の2 1574の1 1574の2 1575の1 1579から1581まで 1583の9 1586の1 1588の1 1596 から1601まで 1604の1から1604の3まで 1607 1609 1610

北阿万新 田北	ドンド原	330の2の一部		
	福井境	338の1の一部 338の2の一部 339の一部 356の一部 357の1の一部 357の2の一部 386		
	東原	385の一部 387 388の一部 392の1		
	トイノモ ト	389の2の一部 390の2の一部 390の3の一部 391の1		
賀集福井	上土井	1262の一部 1264の1の一部 1265の1の一部	北阿万新 田北	東原
北阿万新 田北	トイノモ ト	389の2の一部 390の1 390の2の一部 390の3の一部 390の4		
賀集福井	南川	1228の一部 1229の1の一部 1230の1の一部 1230の2 の一部 1231の一部	北阿万新 田北	ドンド原
北阿万新 田北	居屋敷	336		
	福井境	337 338の1の一部 338の2の一部 339の一部 355 356の一部 357の1の一部 357の2の一部		
北阿万筒 井	井手ノ原	126の1の一部 144の一部	北阿万新 田北	筒井境
賀集福井	風呂ノ本	258の1から258の3までの各一部 258の6の一部 259の 1の一部 259の2の一部 264の1から264の3までの各 一部 265の1の一部 265の2の一部 266の一部	北阿万筒 井	井手ノ原
北阿万新 田北	筒井境	217の1の一部 217の2の一部		
北阿万筒 井	東畑	86の1		

上記のほか、変更前の区域に隣接在する道路、水路等である公有地の全部は、変更後の区域に編入する。

また、大字賀集福井字井手ノ下1615の3、1615の4に隣接する大字賀集福井字物~~ヲ~~の水路である公有地の全部、大字賀集福井字毘沙天908に隣接する道路、水路である公有地の全部は、大字賀集福井字福井に編入する。

備考 地番は、平成21年10月8日現在の地番である。



兵庫県告示第231号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市波賀町小野字青山631の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (i) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第232号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年3月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
養父市八鹿町坂本字茗ヶ谷75、78、604
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字茗ヶ谷75・78（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第233号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年3月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市波賀町原字権現47から50まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第234号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年 3 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成22年 2 月12日から同年 3 月31日まで
- 3 作業地域
尼崎市富松町地区、七松町地区、水堂町地区及び立花町地区



兵庫県告示第235号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年 3 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成22年 2 月22日から同年 3 月31日まで
- 3 作業地域
西宮市枝川町地域



兵庫県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年 3 月 2 日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年 3 月 2 日から 2 週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年 3 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 大江島太子線	姫路市網干区大江島寺前町29番1から 同 市網干区大江島寺前町21番まで	旧	8.0から 11.0まで	157.0	
		新	8.0から 17.0まで	157.0	



兵庫県告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年 3 月 2 日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年 3 月 2 日から 2 週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年 3 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 上内膳塩尾線	洲本市上内膳字同上425番2から 同 市上内膳字同上436番1まで	旧	9.0から 15.0まで	120.0	
		新	11.0から 17.0まで	120.0	



兵庫県告示第238号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成22年 3 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画道路
3.5.86号猪名川左岸線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
伊丹市下河原字西石塚、下河原1丁目、下河原2丁目、下河原3丁目、小坂田、中村字井ノ上、桑津1丁目、桑津2丁目及び桑津4丁目



兵庫県告示第239号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成22年 3 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
北淡都市計画道路
3.6.460号富島幹線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
淡路市富島字富島及び字岡畑並びに浅野南字見田、字水越及び字杭ヶ脇



兵庫県告示第240号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、赤穂市島田土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年 3 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 事業施行期間
変更前 平成17年 1 月 4 日から平成22年 3 月31日まで
変更後 平成17年 1 月 4 日から平成23年 3 月31日まで
- 2 変更認可の年月日
平成22年 2 月16日



兵庫県告示第241号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年 3 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
赤穂市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
西播都市計画公園事業
5.5.201号 赤穂城跡公園
- 3 事業施行期間
変更前 昭和50年 6 月27日から平成22年 3 月31日まで
変更後 昭和50年 6 月27日から平成31年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

公 告

特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成22年 3 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社 延藤石油	赤穂郡上郡町大持141-1	平成22年 2 月 1 日



二級河川船場川水系河川整備計画の策定

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、二級河川船場川水系に係る河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県県土整備部土木局河川計画室及び中播磨県民局姫路土木事務所において公表する。

平成22年 3 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成22年 3 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市龍野町日山字篠切82番1、83番、84番1、88番3、88番14、88番3地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
たつの市龍野町日山181番地の2
栗 原 あきの
- 3 許可年月日及び許可番号

平成21年11月2日
兵庫県指令西播(光土)(建)第1-11号(21たつの)



二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成22年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項に規定する都道府県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)に行わせる。

平成22年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

(1) 二級建築士試験

学科の試験 平成22年7月4日(日)
10:00~13:00(3時間) 学科Ⅰ(建築計画)及び学科Ⅱ(建築法規)
14:10~17:10(3時間) 学科Ⅲ(建築構造)及び学科Ⅳ(建築施工)
設計製図の試験 平成22年9月12日(日)
11:30~16:00(4時間30分)

(2) 木造建築士試験

学科の試験 平成22年7月25日(日)
10:00~13:00(3時間) 学科Ⅰ(建築計画)及び学科Ⅱ(建築法規)
14:10~17:10(3時間) 学科Ⅲ(建築構造)及び学科Ⅳ(建築施工)
設計製図の試験 平成22年10月10日(日)
11:30~16:00(4時間30分)

2 試験場所

(1) 二級建築士試験

学科の試験 神戸市西区学園西町3-1 流通科学大学
設計製図の試験 神戸市長田区五番町8-5 神戸村野工業高等学校

(2) 木造建築士試験

学科の試験 神戸市西区学園東町9-1 神戸市外国語大学
設計製図の試験 神戸市西区学園西町3-1 流通科学大学

3 受験資格

建築士法第15条のいずれかに該当する者であること。

4 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間

平成22年4月1日(木)午前10時から同月7日(水)午後4時まで

イ 受験申込方法

センターのホームページ(<http://www.jaic.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。

ウ 手数料

所定の額をセンター指定のクレジットカード又はコンビニエンスストア決済により納付すること。
なお、受験手数料は、受験申込受付後は返還しない。

(2) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書の配布

平成22年4月5日(月)から同月16日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の間、社団法人兵庫県建築士会本部及び各支部において、午前9時30分から午後4時30分まで(ただし、平成22年4月16日(金)については、午前9時30分から午後3時まで)配布する。

イ 受付場所及び受付期間

(7) 兵庫県民会館303号室 神戸市中央区下山手通4-16-3

平成22年4月12日(月)から同月16日(金)まで

(4) じばさんびる501号室 姫路市南駅前町123

平成22年4月12日(月)及び同月13日(火)

両会場とも、受付時間は、午前10時から午後4時まで

ウ 学科の試験の免除の申請

学科の試験の免除の申請は、平成20年又は平成21年の試験の学科の試験(住所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。)の合格通知書を添付することにより行うこと。

エ 受験申込方法

原則として本人が持参することとし、郵送による受付は行わない(証明書類の確認をするため)。ただし、離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書(直接持参できない旨を証明するもの)又は住民票が添付されているものに限り、郵送を認める。郵送の場合は、申込受付最終日までの消印のあるもので、あて先を明記し所要の郵便切手を貼った受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とすること。

オ 手数料

所定の額をセンター指定の払込用紙により、ゆうちょ銀行又は郵便局に払い込み、その際発行される振替払込受付証明書を受験申込書の所定欄に貼り付けること。

なお、受験手数料は、受験申込受付後は返還しない。

5 合格者の発表及び合否の通知

平成22年12月2日(木)頃、合格者の受験番号を兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課及び社団法人兵庫県建築士会等において掲示する。

なお、学科の試験については、二級建築士試験は平成22年8月24日(火)、木造建築士試験は同年9月7日(火)頃、同様に掲示する。

また、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。

6 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、平成22年6月9日(水)頃から兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課及び社団法人兵庫県建築士会等において掲示するとともに、上記2の学科の試験場所においても掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

7 受験についての問い合わせ先

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課管理係

電話 (078) 341-7711 内線 4715

社団法人兵庫県建築士会

電話 (078) 327-0885

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成22年3月2日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村上寿浩

1 政治団体の設立の届出

(1) 政党の支部

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党岩屋支部	桑名泰正	向田きよ子	淡路市岩屋1605
自由民主党白水やすらぎ支部	泉原保二	下坂一夫	尼崎市東七松町一丁目15番20号
自由民主党北淡支部	中田忠義	豊田和秀	淡路市小倉226

(2) その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
川 西 笑 顔 の 会	浜 口 英 一	阪 本 弘 美	川西市久代6丁目2-2-111
幸福実現党播磨中央後援会	小 林 絹 代	伴 野 和 広	加東市河高2537-1
幸福実現党六甲後援会	高 田 浩 明	吉 島 正 博	神戸市灘区岩屋北町1丁目5-25-201
市民とはるきの会	岡 本 治 樹	川 村 守	洲本市宇原2095-10 あげぼのハイツ202
中川ともこと歩む会	木 下 達 雄	金 山 次 代	宝塚市光明町1-5 コウメイハイツ104
前田せいご後援会	曾 谷 敏 夫	前 田 由 貴 子	たつの市龍野町中霞城34番地1
松本好郎後援会	松 本 好 郎	松 本 真 智 子	たつの市龍野町日飼190番地
丸岡ますみ後援会	竹 内 知 弘	高 岡 英 樹	神戸市中央区宮本通1丁目2-6
明見孝一郎政治研究会	明 見 孝 一 郎	馬 場 彰 彦	尼崎市大西町2-4-9
安田正義後援会	亀 田 隆 光	北 村 道 博	加東市社185

2 届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

名称	異動事項	異動内容	
自由民主党兵庫県第五選挙区支部	会 計 責 任 者	新	加 芝 清 澄
		旧	今 井 隆 夫
民主党兵庫県第2区総支部	会 計 責 任 者	新	保 社 幸
		旧	山 本 正 人
民主党兵庫県第8区総支部	代 表 者	新	松 本 剛 明
		旧	辻 泰 弘
民主党兵庫県第9区総支部	代 表 者	新	松 本 剛 明
		旧	辻 泰 弘

(2) その他の政治団体

名称	異動事項	異動内容	
明 日 を 語 る 会	代 表 者	新	久 後 勇 人
		旧	前 川 真 一 郎
	会 計 責 任 者	新	大 野 恭 平
		旧	上 木 泰 仁 郎
垣内ひろあき後援会	名 称	新	垣内ひろあき後援会
		旧	垣内ひろあき君を励ます会
幸 福 実 現 党 明 石 後 援 会	名 称	新	幸福実現党明石後援会
		旧	高木よしあき後援会
	主たる事務所の所在地	新	明石市大久保町松陰新田607番地
		旧	明石市大久保町大窪899番地の1
	代 表 者	新	前 田 照 子
		旧	中 山 高 明
会 計 責 任 者	新	須河内 かすみ	
	旧	高 木 義 彰	

幸 福 実 現 党 尼 崎 後 援 会	名 称	新	幸福実現党尼崎後援会
		旧	すみで智一後援会
	主たる事務所の所在地	新	尼崎市潮江3丁目7番10号
		旧	尼崎市東難波町5丁目7番17号
幸 福 実 現 党 神 戸 中 央 後 援 会	名 称	新	幸福実現党神戸中央後援会
		旧	竹内知弘後援会
	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区宮本通1丁目2-6
		旧	神戸市兵庫区塚本通6-2-18
	代 表 者	新	竹 内 知 弘
		旧	児 玉 浩 之
	会 計 責 任 者	新	高 岡 英 樹
		旧	竹 内 知 弘
幸 福 実 現 党 神 戸 西 後 援 会	名 称	新	幸福実現党神戸西後援会
		旧	森本潔後援会
	主たる事務所の所在地	新	神戸市須磨区天神町4丁目1-3
		旧	神戸市垂水区清水通3の7
	代 表 者	新	森 本 潔
		旧	寺 尾 元 賀
	会 計 責 任 者	新	寺 尾 元 賀
		旧	小 原 真夕美
幸 福 実 現 党 神 戸 東 後 援 会	名 称	新	幸福実現党神戸東後援会
		旧	まき山健二後援会
	主たる事務所の所在地	新	神戸市東灘区御影山手5丁目4番2号
		旧	神戸市灘区中原通1丁目4番8号 VIPビル
	代 表 者	新	平 野 朋 子
		旧	宇 野 正 市
	会 計 責 任 者	新	浅 井 真知子
		旧	平 野 朋 子
幸 福 実 現 党 宝 塚 ・ 川 西 後 援 会	名 称	新	幸福実現党宝塚・川西後援会
		旧	上野よしひろ後援会
	主たる事務所の所在地	新	宝塚市千種2丁目4-12
		旧	川西市栄町3-1 岡本ビル1F
	会 計 責 任 者	新	田 中 千 晶
		旧	石 原 ユカリ
幸 福 実 現 党 西 神 後 援 会	名 称	新	幸福実現党西神後援会
		旧	佐藤るい後援会
	代 表 者	新	尾 崎 貴 教
		旧	村 上 朱 美
	会 計 責 任 者	新	村 上 朱 美
		旧	伴 野 和 広

幸 福 実 現 党 阪 神 後 援 会	名 称	新	幸福実現党阪神後援会
		旧	小田和代後援会
	主たる事務所の所在地	新	西宮市上大市4丁目5-9
		旧	西宮市津門大塚町1-28 エクセル幸301号
	代 表 者	新	池 田 一 郎
		旧	小 出 聡
幸 福 実 現 党 姫 路 後 援 会	名 称	新	幸福実現党姫路後援会
		旧	帽田智子後援会
	代 表 者	新	吉 田 洋 子
		旧	森 本 元 一
	会 計 責 任 者	新	森 本 元 一
		旧	和 田 浩 樹
幸 福 実 現 党 兵 庫 県 本 部	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区宮本通1丁目2-6
		旧	神戸市兵庫区塚本通6-2-18
	代 表 者	新	西 野 潤 子
		旧	竹 内 知 弘
	会 計 責 任 者	新	高 岡 英 樹
		旧	石 田 巖
幸 福 実 現 党 兵 庫 三 田 後 援 会	名 称	新	幸福実現党兵庫三田後援会
		旧	丸岡ますみ後援会
	主たる事務所の所在地	新	三田市貴志885-2
		旧	三田市高次2丁目5-1
	代 表 者	新	竹 島 照 美
		旧	西 牧 秀 行
幸 福 実 現 党 兵 庫 太 子 後 援 会	名 称	新	幸福実現党兵庫太子後援会
		旧	山田徳太郎後援会
	主たる事務所の所在地	新	赤穂市加里屋2476-25
		旧	たつの市揖保町西構516
	代 表 者	新	山 田 徳 太 郎
		旧	木 村 玲 子
幸 福 実 現 党 兵 庫 中 央 後 援 会	名 称	新	幸福実現党兵庫中央後援会
		旧	こむら直弘後援会
	主たる事務所の所在地	新	加古郡稲美町国岡888-4
		旧	加古川市平岡町新在家2丁目279-1 スカイプラザ1A
	代 表 者	新	森 山 洋 子
		旧	奥 田 正 博
会 計 責 任 者	新	森 山 洋 子	
	旧	小 山 真 史	

笹 田 守 後 援 会	代 表 者	新	高 田 憲 司
		旧	笹 田 美 次
さ と う 守 後 援 会	代 表 者	新	稲 岡 哲 也
		旧	山 口 喜 延
谷 公 一 後 援 会	会 計 責 任 者	新	戸 田 玄
		旧	今 井 隆 夫
つ り あ き ひ こ 友 の 会	会 計 責 任 者	新	小 林 直 美
		旧	橋 本 ナヲミ
土 井 は る お 後 援 会	会 計 責 任 者	新	二ノ倉 芳 男
		旧	堅 田 英 雄
阪 神 政 経 研 究 会	主たる事務所の所在地	新	南あわじ市中条広田2076
		旧	西宮市産所町13-24 しみず西宮ビル302
藤 岡 和 枝 後 援 会	会 計 責 任 者	新	飯 田 真 司
		旧	山 崎 友 之
向 山 こ う い ち 後 援 会	主たる事務所の所在地	新	神戸市兵庫区水木通3丁目1-8 川西ビル1階
		旧	神戸市北区緑町7-4-11
山 木 佳 宏 後 援 会	代 表 者	新	近 藤 任 弘
		旧	山 木 佳 宏
山根金造と一緒に新しい明石をつくる会	主たる事務所の所在地	新	明石市大久保町大窪237-16
		旧	明石市大久保町大窪237-4

3 解散の届出のあった政治団体

(1) 政党の支部

名称	代表者氏名	解散年月日
自 由 民 主 党 兵 庫 県 海 運 支 部	佐 藤 國 臣	平成21年12月28日

(2) その他の政治団体

名称	代表者氏名	解散年月日
淡 路 市 の 活 性 化 を 実 現 す る 会	戸 田 種 彦	平成21年12月31日
あ ん ど う 弘 道 後 援 会	安 藤 弘 道	平成21年11月30日
後 垣 晶 一 後 援 会	後 垣 晶 一	平成21年12月20日
島 田 さ だ ひ ろ 後 援 会	武 岡 正 浩	平成21年12月31日
新 生 兵 庫 懇 談 会	田 崎 雅 元	平成21年12月28日
税 理 士 に よ る 河 本 三 郎 後 援 会	吉 田 正 之	平成21年12月18日
坪 木 季 彦 後 援 会	河 島 光 之	平成21年12月31日
平 田 功 治 後 援 会	井 上 梅 市	平成21年12月31日
福 原 み ち よ 後 援 会	興 津 隆 明	平成21年12月31日
藤 原 ひ さ つ ぐ 後 援 会	長 昌 男	平成21年12月31日
松 本 厚 一 後 援 会	秋 田 裕 三	平成21年12月31日
森 井 幸 子 後 援 会	森 井 幸 子	平成21年12月30日

和田まさあき後援会	中井啓丞	平成21年12月31日
内海利為後援会	有元日出男	平成22年1月20日



兵庫県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定及び指定の取消しの届出があった。

平成22年3月2日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上寿浩

1 資金管理団体の指定の届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日
明見孝一郎	尼崎市議会議員	明見孝一郎政治研究会	尼崎市大西町2-4-9	明見孝一郎	平成22年1月5日

2 資金管理団体の指定の取消しの届出

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	取消年月日
森井幸子	豊岡市議会議員	森井幸子後援会	豊岡市但東町日殿30	森井幸子	平成21年12月30日



兵庫県選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設に関し、既に指定した施設の指定を取消した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年3月2日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上寿浩

表神戸市の項中

「

横尾集会所	神戸市須磨区横尾1丁目11-2
すまいるプラザ大黒	神戸市須磨区大黒町4丁目1

」

を

「

横尾集会所	神戸市須磨区横尾1丁目11-2
-------	-----------------

」

に改める。